

契約書作成の手引き

本市発注の工事等を受注された業者は、建設工事等入札心得第6条に従い、落札決定の日から原則として7日以内に契約を締結しなければなりません。この手引きのとおり契約書（2部）を作成し、裏面の必要書類を契約監理課までご提出ください。

次の順序で書類を並べ、袋綴じの上、表と裏の綴じ面に割印をしてください。

- ※ 発注者用：（1）～（5）の書類を袋綴じし割印及び収入印紙を貼付し消印
受注者用：（1）～（4）の書類を袋綴じし割印
- ※ 委託業務の場合は、（3）及び（4）は不要
- ※ （免税・課税）事業者届書は令和7年度から廃止されました。
免税事業者のみ、免税事業者届出書を袋綴じせずに別途提出してください。
免税事業者届出書の提出がない場合は、課税事業者として取り扱います。

（1）工事請負（業務委託）契約書

- ・記名（2箇所）押印（1箇所）
- ・発注者用に契約金額に応じた収入印紙を貼付の上、消印
- ・課税業者においては税抜金額に応じた収入印紙

（2）徳島市公共工事標準請負契約約款（徳島市公共工事設計業務等標準委託契約約款）

（3）指導事項

（4）分別解体等の方法を記載すべき確認用書面（別紙2～4のいずれか）

- ・工事担当課の受付印をもらって原本を発注者用、写しを受注者用に袋綴じ
- ※上記書類以外のもの（別紙1及び別表1～3がある場合はいずれか）
については、受付印をもらう際に工事担当課へ提出

（5）設計図書

- ・工事担当課で2部受け取り、発注者用에만袋綴じ（図面がついていないもの）
- ※図面がついているものは受注者の控え（ただし、2部とも図面がついている場合（2部とも同じ場合））は、どちらを発注者用にしても可

問い合わせ先
徳島市総務部
契約監理課（工事契約担当）
TEL：088-621-5326～5327

契約時提出書類一覧

提出書類		対象工事
1	表面の手順に従い袋綴じした契約書（2部）	全ての工事、業務
2	次のいずれかの証明書（原本） ①契約保証金の納入通知書兼領収書 ②銀行等の金融機関の保証 ③前払い保証事業会社の保証 ④公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証 ⑤履行保証証券（定額てん補方式）契約の締結	当初設計金額 300万円以上の工事、業務
3	建設業退職金共済制度証紙購入証明書	全ての工事
4	現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書 ・技術者取得資格証明書、監理技術者資格者証の写し 又は実務経験証明書 ・現場代理人の雇用確認資料（健康保険証の写し等） ・主任技術者等の雇用確認資料（健康保険証の写し等） ※ 専任の監理技術者が他の工事と兼務する場合は、別途追加書類の届出が必要となりますので、事前に申し出てください。	全ての工事
5	第三者損害賠償保険の確認について 第三者損害賠償保険の写し	全ての工事
6	建設労災補償制度（任意労災）の加入証明書の写し	当初契約金額 1000万円以上の工事

【前払金を請求する場合】

6	前払金保証証書（原本） ※契約監理課に提出	当初契約金額 130万円超の工事、業務
7	前払金保証証書（写） 請求書（前払金） ※工事担当課に提出	当初契約金額 130万円超の工事、業務

【該当する場合のみ提出】

8	建設業法第20条の2第2項に基づく通知書	主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰等の建設業法施行規則第13条の14第2項で定める事象が発生するおそれがある工事
9	免税事業者届出書	工事、業務の受注者が免税事業者である場合のみ提出 ※契約書への袋綴じは不要